

令和2年4月9日

保護者の皆様へ

横浜市教育委員会
横浜市立浅間台小学校
校長 大橋 恵子

緊急事態宣言の発令に伴う市立学校における一斉臨時休業についてのお願い

保護者の皆様には、日頃より横浜の教育の推進に対して、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

先日、「市立学校における一斉臨時休業についてのお願い」で、一斉臨時休業が4月20日までとお知らせしましたが、この度の緊急事態宣言を受けて、県の教育委員会から、県内市町村の公立学校の対応について要請がありました。これを踏まえて、横浜市立学校では一斉臨時休業期間を5月6日まで延長することとなりました。なお、その間「緊急受入れ」「校庭開放」は実施します。

臨時休業期間

4月8日（水）から5月6日（水）まで

※ 一斉臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

※ 予定していた4月14日の登校日は、実施いたしません。

4月15日（水）16日（木）17日（金）に地域訪問を実施します。その折に新しい課題をポスト等に入れさせていただきます。

緊急受入れ

4月8日（水）～5月6日（水） 8:15～12:30
（土・日・祝日を除く）

- 1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。
- 14日及び21日以降の受け入れカードを印刷してお持ちください。
（Fax等での受付も可能です。）
- 1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。
- 持ち物：健康観察票 *記入を忘れた場合は受入ができません。
筆記用具 色鉛筆 ハンカチ 自習をするためのドリル等
*ランドセルで登校してください。

校庭開放

緊急受入れと同日です。

1～3年生は9:20～10:20 4～6年生は10:30～11:30

- 全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。
- 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票を持たせてください。

その他

- お子さんの健康面や生活面、学習面について、学校に相談したいことがある場合は、ご連絡（電話311-6648）ください。

○5月7日（木）以降のことは後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ等でも最新の情報をご覧ください。